

Okakenkyo News Letter

2022
12月
832号

岡山県建設業協会 会報



- ②役員研修会を開催
- ③岡山労働局からのお知らせ
- ⑤岡山県からのお知らせ
- ⑨建退共だより
- ⑪岡山県下公共工事の動向（11月分）
- ⑬法律相談コーナー
- ⑭建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑮建設業総合補償制度のご案内

むかし下津井回船問屋[倉敷市]（提供：岡山県観光連盟）

役員研修会を開催

去る11月18日（金）岡山プラザホテル 5階延養の間において、2部形式で役員研修会を開催しました。

最初に、社会保険労務士・行政書士 谷口正樹氏をお迎えして、「パワハラにならない叱り方」と題し、ご講演いただきました。

次に、働き方改革推進支援センター 成川彰浩氏から「月60時間を超える割増賃金の改正について」と題し、ご講演いただき、約80名の参加者は、熱心に聴講されました。



(岡山労働局からのお知らせ)

<建設業編> 働き方改革への対応セミナー

開催のご案内

参加
無料

2023年4月1日から中小企業に対して適用となる月60時間超の割増賃金率の引上げを含む改正労働基準法のポイントや働き方改革への取組事例などを説明します。



2023年

1/26 ^木

14:00 – 16:00

〈プログラム〉

- 1 働き方改革にかかる労働時間法制の見直し 40分
(岡山労働局担当者)
- 2 働き方改革取組好事例
～長時間労働・同一労働同一賃金について～
(岡山働き方改革推進支援センター担当者)
- 3 カスタマーハラスメント対策 25分
(岡山労働局担当者)

対象 事業主の方
人事労務担当者等
定員 300名（先着順）
開催方法 オンライン
(Zoomウェビナーを使用)

裏面お申込み方法をご確認のうえ、お申し込みください。

主催 岡山労働局 岡山働き方改革推進支援センター

ご参加にあたって

- Web会議システム「Zoom」を使用します。ご利用にあたってZoomアプリのインストールなど事前に準備していただく必要があります。
- 指定されたアドレスにZoomの参加URLを送付します。
- セミナー受講後は、アンケートにご協力ください。
- 開始時間の5分前にはスタンバイしてください。
- セミナー受講は無料ですが、通信費は参加者のご負担となります。
- 申込者以外への視聴URLの転送・共有はご遠慮ください。

お申込み方法

- 下記岡山労働局ホームページ「働き方改革への対応セミナーを開催します！」のページにアクセスします。
※岡山労働局HPトップページの「新着情報」または「イベント情報」からアクセスできます。
URL https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/newpage_00880.html
- オンラインでの申込みが難しい場合は、下記お問合せ先にご連絡ください。
- お申込み後、自動返信メールが登録アドレスへ送付されます。
- 申込みの締切は1月23日17時とします。
- 説明会当日に使用する資料は、開催前日までに上記岡山労働局ホームページ「働き方改革への対応セミナーを開催します！」のページに掲載しますので、適宜、ダウンロードして印刷するなど、参加に向けた準備をお願いします。
- 説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。



参加申込みに関するお問い合わせ先

お問合せ受付 9:00-17:00（土・日・祝日を除く）

岡山働き方改革推進支援センター

〒700-8556 岡山市北区厚生町3丁目1-15 岡山商工会議所8階

TEL 0120-947-188 FAX 086-223-5733 E-mail okayama@task-work.com

►働き方改革関連法の主な改正内容◀

法律名・項目		内容	大企業	中小企業
労働基準法	時間外労働の上限	時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）が上限。	2019年4月1日	2020年4月1日
	年5日の年次有給休暇の確実な取得	使用者は年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について確実に取得させなければならない。		2019年4月1日
	中小企業における割増賃金率引上げ	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%に引上げ。	—	2023年4月1日
労働時間等設定改善法		1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）の確保に努めなければならない。	2019年4月1日	
パートタイム・有期雇用労働法		同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者の間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止。待遇に関する説明義務の強化。裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備。	2020年4月1日	2021年4月1日
労働者派遣法		派遣労働者について、派遣先に雇用される通常の労働者との間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止。待遇に関する説明義務の強化。裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備。	2020年4月1日	

おかやまマラソン2022

おかやまマラソン2022は終了しました。心よりお礼申し上げます。

ランナーの皆様、ボランティアの皆様、沿道応援の皆様、会場にお越しいただいた皆様、大会運営にご尽力いただいた皆様、長時間の交通規制にご理解ご協力いただいた皆様、ご協賛ご協力をいただいた企業・団体の皆様など、すべての皆様に心よりお礼申し上げます。

おかやまマラソンは、今後も皆様が元気になれる大会になるよう改善を重ねてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

次回大会は、2023年11月12日（日）開催予定です。



運動期間

令和4年12月1日木～令和5年1月6日金

年末・年始 の交通事故防止県民運動

新年へ 無事故のタスキ つなごうよ



岡山県・岡山県交通安全対策協議会

年末・年始の交通事故防止県民運動

ゆづる

とまる

まもる

重点

重点
①

飲酒運転の根絶

- * 飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない！
みんなで飲酒運転を防ぎましょう。
 - し
4ない ①酒を飲んだら運転しない。
②運転するなら酒は飲まない。
③酒を飲んだ人の車には同乗しない。
④使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。
 - さ
3せい ①酒を飲んだ人には、車を運転させない。
②酒を飲んだ人には、車を貸さない。
③運転する人には、酒はすすめない。
- * 「ハンドルキー一運動」を実践しましょう。
- * 自転車でも飲酒運転。二日酔いでも飲酒運転。お酒を飲んだ後のこととも考えましょう。



重点
②

夕暮れ時・夜間等における交通事故防止

- * 自転車や自動車は、午後4時からライトをつけましょう。
- * 対向車や先行車がないときは、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- * 歩行者や自転車は、明るい目立つ色の衣服で、夜光反射材やLEDライトを身につけましょう。



重点
③

高齢者の交通事故防止



- * 高齢者交通安全5則
 - まつ(次の安全を待つ)
 - みる(周囲の状況を見る)
 - むりせず止まる(交差点などでは無理せず止まる)
 - め立つ(夜光反射材を着用して目立つ)
 - もっととる(自分の身体機能の変化をもっととる)
- * 道路を歩くときは次のことを守りましょう。
 - ◆ 横断歩道を利用し、信号を遵守しましょう。
 - ◆ 横断中も左右の安全確認を徹底しましょう。
 - ◆ 斜め横断、車両の直前直後の横断、横断禁止場所の横断はやめましょう。
 - ◆ 片側2車線以上の道路では、必ず信号機のある交差点の横断歩道を利用しましょう。

重点
④

信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底

- * 運転者は次のことを守りましょう。
 - ◆ 横断歩道の歩行者最優先は運転者の義務です。横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、自動車は一時停止して、先に渡らせてあげましょう。
 - ◆ 道路標識や予告標示(ダイヤマーク)に注目して走行しましょう。
- * 歩行者は次のことを守りましょう。
 - ◆ 横断歩道を利用し、信号を遵守しましょう。
 - ◆ 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろうとする気持ちを明確に伝えましょう。



重点
⑤

スピードダウンの励行

- * スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、万が一事故あったときの被害を軽減することができます。
- * 危険が発生した場合でも、安全に停止できる速度で運転しましょう。
- * カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



重点
⑥

運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- * 運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持ち通話や画面注視といった「ながら」運転をしてはいけません。
- * 「ながら」運転は重大な事故の原因となるためやめましょう。

県警YouTube動画はコチラ▼



CHECK



令和4年度北方領土に関する標語・キャッチコピー 入選作品の発表について

独立行政法人北方領土問題対策協会
(令和4年10月31日決定)

全国の皆様から13,085作品のご応募をいただき、10月31日（月）に開催しました選考会において選考した結果、以下のように決定しましたので、お知らせいたします。

たくさんのご応募ありがとうございました。

最優秀賞

しま
四島還せ！ 声出し合って 動く今

橋 本 よしみ（大阪府大阪市）

優秀賞

返還が 未来と繋ぐ 道となる

波 田 栄（青森県青森市）

しま
後世へ 返った四島を 残したい

佐 藤 清（山形県天童市）

返還へ 強い気持ちを 絶やさずに

野 村 隼斗（愛知県清須市）

返還へ 出来ることから はじめよう

上 井 祐希（大阪府枚方市）

佳作

声に出せ ひと
他人に任せず 自分から

大 岡 永 幸（岡山県岡山市）

届かせる 悲願の想い 叶うまで

河 野 カノン（岐阜県岐阜市）

返還へ 尽きぬ思いが 実を結ぶ

楠 畑 正 史（大阪府泉佐野市）

自分事 風化せぬ事 しま
四島の事

五十嵐 夕 介（東京都小平市）

還すまで返せコールは終わらない

莊 子 隆（宮崎県宮崎市）

「建退共電子申請」は事務省力化にも役立ちます！ ～申込みがまだの方は利用のご検討をお願いします～

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建退共岡山県支部

<http://okayama-kentaikyō.jp/>

建設業退職金共済制度 電子申請方式のご案内

令和2年10月より建退共の電子申請方式が始まりました。

「電子申請方式申込書」を建退共支部へご提出いただくと、受付から2週間程度で電子申請専用サイトのご利用に必要なログインIDと初期パスワードを記載した「開通通知」と「初期設定のためのマニュアル」を郵送いたします。

なお、令和4年7月以降に建退共制度にご加入いただいた事業所様につきましては、共済契約申込と同時に「開通通知」の発行を行っておりますので、「電子申請方式申込書」の提出は不要です。

電子申請専用サイトでできること

電子申請方式による 掛金納付^{(*)1}



電子申請方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです。

オンライン申請



- ・共済手帳の追加申込
- ・共済手帳の再発行
- ・契約者証の再発行



「掛金充当書」^{(*)2}の ダウンロード



建退共からの お知らせの 受け取り

(*)1)電子申請方式による掛金納付には「就労実績報告作成ツール」のダウンロードが必要となります。

(「就労実績報告作成ツール」は建退共本部のホームページからダウンロードできます。)

また、建設キャリアアップシステムを活用すると建退共の掛金納付日数の入力が簡略化できます。

(*)2)元請が電子申請方式による掛金納付を行ったことが確認できます。

電子申請専用サイトのお試し体験ができます！
アクセス方法は次頁をご覧ください。



電子申請方式について詳しくは 建退共ホームページからご確認ください

建退共ホームページより
「電子申請方式について」をクリック



「1.電子申請方式を利用するには」

電子申請方式の概要についてはこちらから
ご確認ください。

「5.就労実績報告作成ツール」

電子申請方式による掛金納付の際に必要な
「就労実績報告作成ツール」は、こちらから
ダウンロードができます。

「12.電子申請専用サイト(体験版)はこちら」

電子申請専用サイトの体験版が
ご利用いただけるようになりました。



電子申請専用サイト(体験版)

電子申請専用サイトの内容を
体験できます！

※体験版のため、実際の申請は行えません。
なお、電子申請専用サイトに関する利用料はかかりません。

電子申請方式システム操作方法についての
お問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL. 0120-006-175

受付時間:9:00~17:00(平日)

岡山県下公共工事の動向 〈11月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和4年11月）

区分	当月		累計	
	件数	請負金額	件数	請負金額
令和4年度	336件	98億円	2,834件	1,302億円
増減率	▲14.3%	▲10.7%	▲5.7%	▲1.7%
令和3年度	392件	109億円	3,006件	1,326億円
令和2年度	404件	103億円	3,075件	1,359億円
令和元年度	486件	119億円	3,705件	1,485億円

【1】当月の状況

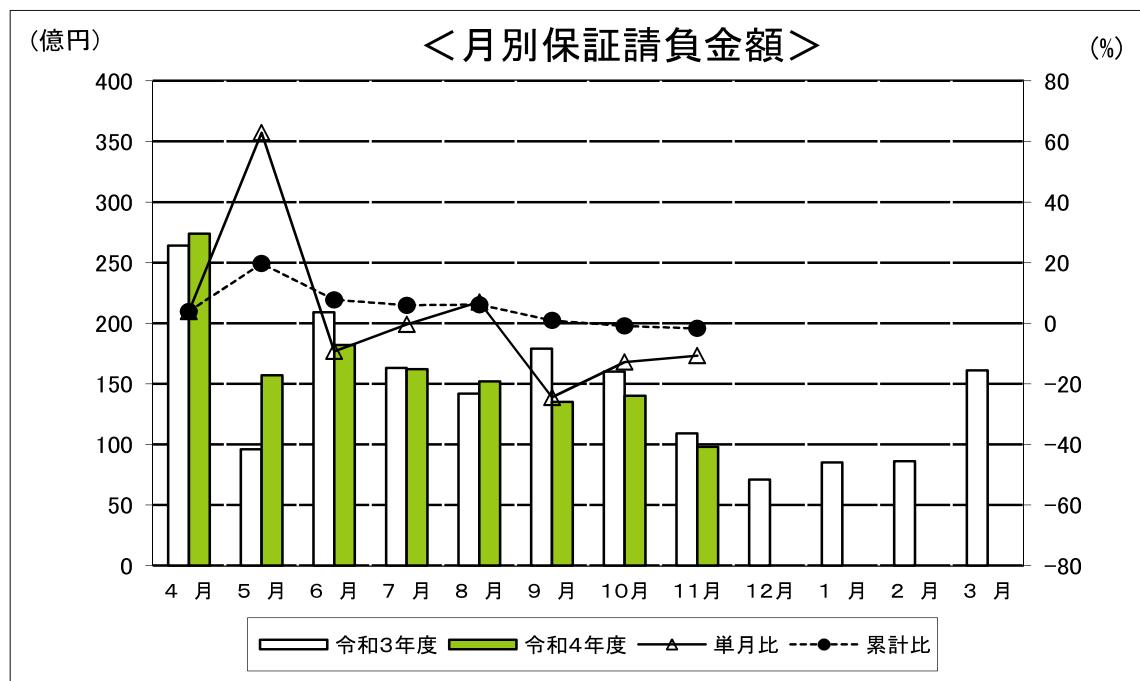
11月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で14.3%減の336件、請負金額は10.7%減の98億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で102.8%増となったものの、「国」で27.9%減、「県」で1.8%減、「市町村」で12.3%減、「その他の公共的団体」で55.0%減となった。

【2】累計(令和4年4月～11月)

11月末累計では、件数は前年同月比で5.7%減の2,834件、請負金額は1.7%減の1,302億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「独立行政法人等」で4.5%増、「市町村」で8.4%増、「その他の公共的団体」で42.9%増となったものの、「国」で11.8%減、「県」で19.0%減となった。

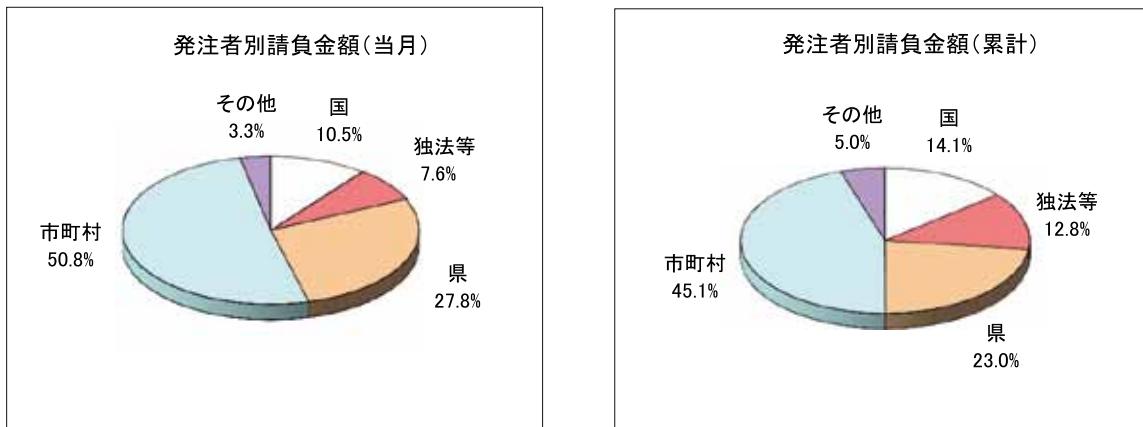


【参考】 令和4年5月9日より電子証書の発行が可能となりました。

11月:6件、11月末累計:58件 [対象:国土交通省直轄案件等]

II. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

区分 発注者	当月		増減率(%)		累計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	7	1,034	▲ 46.2	▲ 27.9	124	18,418	▲ 16.8	▲ 11.8
独法等	4	742	0.0	102.8	54	16,647	▲ 1.8	4.5
県	120	2,724	▲ 22.6	▲ 1.8	1,120	30,011	▲ 11.3	▲ 19.0
市町村	203	4,980	▲ 6.0	▲ 12.3	1,498	58,750	▲ 0.1	8.4
その他	2	326	▲ 50.0	▲ 55.0	38	6,464	▲ 7.3	42.9
合計	336	9,808	▲ 14.3	▲ 10.7	2,834	130,292	▲ 5.7	▲ 1.7



III. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

区分 地区	当月			累計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	3,336	▲ 19.3	34.0%	47,249	▲ 11.4	36.3%
東備地区	679	37.2	6.9%	5,455	20.0	4.2%
倉敷地区	1,732	▲ 23.4	17.7%	31,180	▲ 1.0	23.9%
井笠地区	838	▲ 40.2	8.6%	15,354	11.1	11.8%
高梁地区	188	▲ 6.7	1.9%	2,004	▲ 40.1	1.5%
新見地区	524	167.3	5.3%	4,178	61.6	3.2%
真庭地区	288	▲ 65.3	2.9%	6,627	▲ 17.0	5.1%
津山地区	1,724	203.5	17.6%	10,063	0.7	7.7%
勝英地区	495	▲ 44.2	5.1%	8,177	49.4	6.3%
合計	9,808	▲ 10.7	100.0%	130,292	▲ 1.7	100.0%

第150回 ツイッターの事案から知る解雇権濫用法理

●相談内容●

ニュースで、ツイッタージャパン株式会社が、従業員を半分解雇したことなどが話題となっていましたが、人員削減のために同様の方法をとることは日本の労働法上問題ないのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

整理解雇の有効性

ツイッターでの解雇は、人員を削減するためという会社都合で、従業員を一斉に解雇させるというものでした。会社都合で従業員を一斉に解雇させることは整理解雇と呼ばれ、通常の解雇と別の考慮要素が存在します。具体的には①人員削減の必要性があること、②解雇回避努力措置をしていること、③解雇する人選が妥当であること、④労働者側と協議するなど手続が相当であることが考慮要素となります。

①の必要性は、企業の経営上事業部門を閉鎖することについてやむをえない必要性があるといえなくてはなりません。単に人員に余剰が生じているだけという場合では必要性が否定される可能性が高いです。

また、②の解雇回避努力措置としては、新規採用を減らす、配転や出向を命じるといったことがあげられます。特に日本の雇用形態では職種を限定せず採用しているケースが多いと考えられるため、配転や出向という方法を一切しないで整理解雇することは非常に難しいです。

③について、人選は客観的に合理的な基準を設定して公正に適用できるものでなくてはならず、恣意的な運用ができる基準や抽象的な基準ではいけません。ある事業部門を閉鎖するとして機械的にそこに所属している従業員を解雇するといった方法は無効と判断されるリスクが高いです。

これらのことから、通常の解雇の場合もですが、整理解雇についても認められるハードルは非常に高く、容易に行うことができないものといえます。

解雇無効を争われることのリスク

そして、解雇を無効と争われて、無効と判断された場合には、従業員を復職させなくてはならず、さらには、解雇を通告してから働いていない期間について、本来ならば給料をもらえていたとして、未払賃料の支払義務も生じることとなります。

解雇は極力しない方がいい？

以上より、リスクを負わないようにするために解雇そのものをしなければいいのではないかといえば、そんなことはありません。問題のある社員を残し続けることは、周りの従業員のモチベーション、会社に対する信頼の低下を引き起こしかねません。したがって解雇すべき人はきちんと解雇すべきです。

ここで重要なのは、問題行動がみられる場合には証拠として残し、場合によっては懲責などの懲戒処分とし、それでもなお改善が見られないときに解雇するなど、段階的に対処することが必要となります。

そのため、長期的な目線を持って早期に懲戒などの検討をすることが大事ですし、弁護士等の専門家に相談して行う方が、のちの紛争のリスクを下げるこになります。

建設共済保険（法定外労災補償制度）

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

公益法人の運営で掛金が魅力、 この機会に経費の見直しを！

建設共済保険は、昭和45年に全国建設業協会の要請に応じてスタートした我が国初の労災上乗せ補償保険です。建設業界による自主的な共済保険制度であり、営利事業ではなく低経費で運営しています。

また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害1～7級と傷病1～3級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになります。企業の安定経営、また大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。

【建設共済保険の掛金の目安は】（年間完成工事高契約の場合）

◆掛金は直前1年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

補償対象者：現場労働者となります（下請を含みます。）。

*被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

年間掛金は以下のとおりです。

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円)
の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

※保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

【建設共済保険の特長】（年間完成工事高契約）

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

検索 

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 每月中途加入も可能です！！◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安
会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続が簡単
保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談
補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー
工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和4年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山法人営業課 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0703

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

協会日誌

- 4.11. 7 中国地方生産性向上研究会(WEB)
- 4.11. 8 国土交通省との意見交換会
- 4.11.15 正副会長会
- 4.11.15 令和5年度建設関係予算確保等の陳情(自民党県議団)
- 4.11.16 全建 全国会長会議(東京)
- 4.11.18 役員研修会
- 4.11.22 岡山県建築住宅センター(株) 取締役会
- 4.11.29 西日本建設業保証(株) 参与会(大阪)

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会 〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号
TEL (086) 225-4131 URL : <http://www.okakenkyo.jp>
FAX (086) 225-5388 E-mail : info@okakenkyo.jp